



# 知っ得情報!

消費生活 第107回

ネット通販のわなに注意！

残りわずか？

## 焦らせて購入させる ネット通販のわなに注意

ネット通販の利用時に、タイムセールのカウントダウンや「残りわずか」などと表示され、慌てて購入してしまうことがあります。

### 具体事例

タイムセールをしている通販サイトを見つけた。残り時間のカウンタダウンを目に気持ちはあおられて焦り、約1万円の衣類を購入した。しかし、翌日同じサイトを見ると、またタイムセールをしていました。毎日しているなら慌てて買うことはなかった。

### アドバイス

タイムセールのカウントダウンや「残りわずか」などと表示し、消費者を焦らせて購入に誘導する手口の可能性があります。このような手法があることを知り、惑わされないように注意しましょう。ネット通販利用時には、必ず商品・サービス内容、支払総額、取引条件、解約条件、事業者の所在地や電話番号等をよく確認して購入しましょう。困ったときや悩んだときは消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン ☎188



## いい みらい 11月30日は年金の日です

「ねんきんネット」を利用し、ご自身の年金記録や年金見込額が確認できます。将来の生活設計について考えませんか。詳しくは、日本年金機構ホームページでご覧になれます。

### 11月上旬に、控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。(ご家族の分も含む。) その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

令和7年1月1日から9月30日に国民年金保険料を納付された方に対し、日本年金機構本部から、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。

年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

なお、令和7年10月1日～12月31日に、今年初めて保険料を納付された方へは、令和8年2月上旬に送付されます。

令和7年に保険料を納め始めた時期	控除証明書の発送時期
令和7年1月1日～9月30日	令和7年11月上旬
令和7年10月1日～12月31日	令和8年2月上旬

### 問合せ先

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合は、

☎03-6630-2525

控除証明書は、再発行ができます。基礎年金番号がわかるものをお手元に準備し、上記の問合せ先へご連絡ください。1週間程度でご自宅へ再送付します。

また、マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、電子データにて受け取ることができます。

お急ぎの場合は、高岡年金事務所へご連絡ください。  
**高岡年金事務所 ☎21-4180 (音声案内は②→②番)**

※5月26日から戸籍の記載事項に「氏名のフリガナ」が追加されました。フリガナの修正手続きをされた場合は年金の振込ができなくなる可能性があります。日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」(口座名義変更のご案内)が届いた場合は、金融機関の窓口などで口座名義(フリガナ)の変更手続きを行ってください。